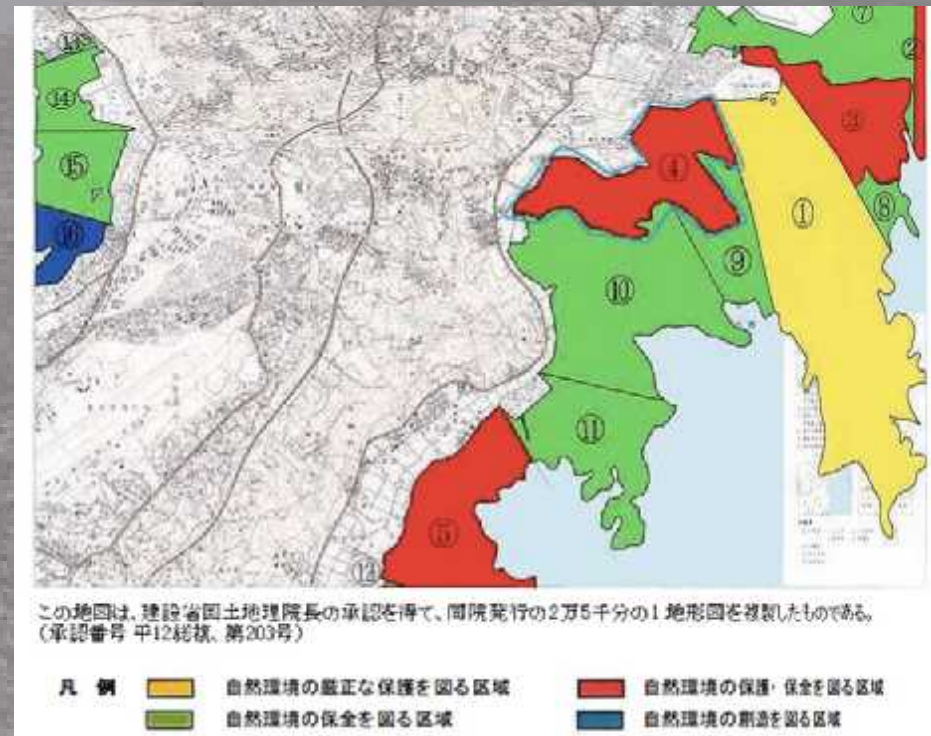


泡瀬干潟の重要性

●沖縄県「沿岸域における自然環境の保全に関する指針(1998)」において、評価ランクIの「自然環境の厳正な保護を計る区域」およびランクIIの「自然環境の保護・保全を計る区域」に泡瀬干潟の藻場を中心とした海域が含まれている。



泡瀬干潟の重要性

- 環境省「日本の重要湿地500」
no. 459として中城湾が選定(泡瀬干潟も該当)

日本の重要湿地
500

■■ 沖縄県

No.459

中城湾



選定基準：1,2,3,4



佐敷干潟

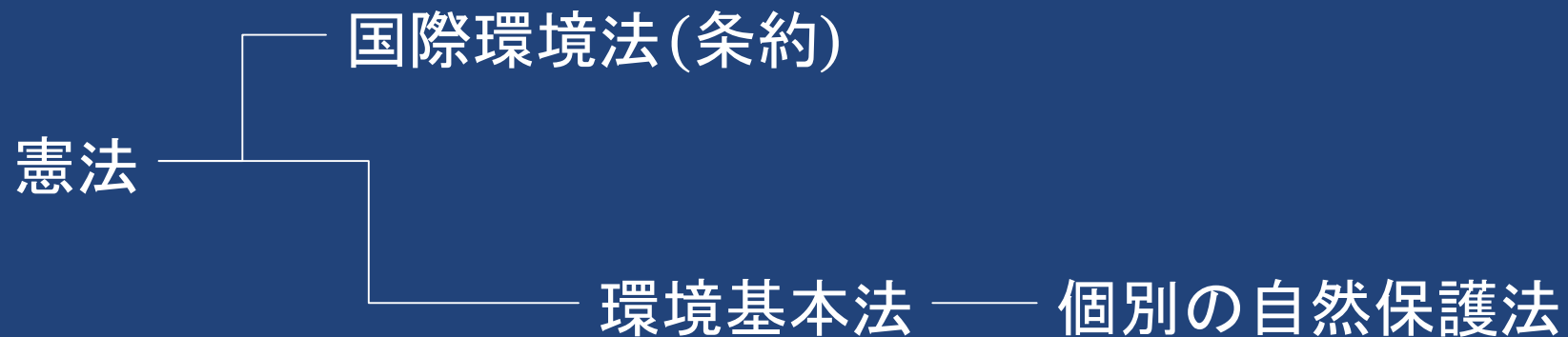


泡瀬干潟

市町村名	湿地タイプ	生物群	生育・生息域	選定理由
中頭郡勝連町・北中城村・中城村、具志川市、沖縄市、島尻郡与那原町・佐敷町	海岸湿地及び干潟、藻場	海草、海藻	中城湾北部(泡瀬、久場沖など)	沖縄島東岸(太平洋)側の大きな海草藻場。リュウキュウスガモ、リュウキュウアマモ、ベニアマモなど海草8種からなる。イソスギナ。熱帯産のヒメウミヒルモの日本では数少ない生育地。泡瀬干潟にはクビレミドロ(絶滅危惧1類)が生育。
		シギ・チドリ類	泡瀬干潟	春秋の渡りおよび越冬期の種数・個体数が比較的多く、ムナグロでは最小推定個体数の1%以上、キアシシギでは0.25%以上が記録されている。ムナグロの越冬数は日本最大である。RDB種のアカアシシギ、ホウロクシギが記録されている。
		昆虫類	中城湾北部	キバナガミズギワゴミムシ、ケシウミアメンボなどが生息する。
		底生動物	泡瀬～川田～勝連町南原～北中城村～中城村(中城湾北域)	中城湾はトカゲハゼ、キララハゼの日本唯一の生息地であり、トビハゼ、マサゴハゼの日本での分布南限地。ナカグスクオサガニの日本唯一の生息地。泡瀬は特に希少貝類が豊富。
		海藻	中城湾南部	ヒジキ(南限、葉が紡錘形ではなく扁平)、フタエヒイラギモク、ボタンアオサ(群落を形成)、ハイテングサ(群落を形成)シオグサ属の1種(未記載種、淡水産のカモジシオグサと近縁、潮間帯上部の淡水がしみ出る場所に生育。他の地域では分布

泡瀬干潟の保全にまつわる国際条約

- 数多い法律のうち、自然の保護(保全)や管理に関する様々な法律を総称したもの。国内法と国際環境法(条約)がある。
- 国際法は国内法に優先する(国内自然保護法は、国際法に反するものであってはならない)。ただし憲法がさらに優先。



重要な条約

渡り鳥等保護条約及び協定(渡り鳥条約)

- 渡り鳥や絶滅のおそれがある鳥類とその生息環境を保護するため、日本が他国と結んでいる2国間での条約または協定。

(日本に生息する野生の鳥類の4分の3にあたる約4000種は、太平洋、北米大陸、中国、ロシア、東南アジア諸国などを渡っていることが確認されている。これらの鳥類の保護のためには国際的に捕獲禁止などの措置を講じる必要があるとの見解から)

- 日本が条約または協定を結んでいる国
 - * 米国との条約 (1972年署名)
 - * ロシアとの条約 (1973年署名)
 - * オーストラリアとの協定 (1974年署名)
 - * 中国との協定 (1981年署名)

重要な条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

- 湿地の保全や賢明な利用(ワイズユース=wise use)を進めることを目的とする.
- 1971年にイランのラムサールにて採択, 1975年発効. 日本は1980年に署名.
- 締約国数は150カ国, 登録された国際的重要湿地数は1558件, 総面積約1億3千万ha(2006年1月現在).
- 日本の登録湿地は合計33カ所, 沖縄県では, **漫湖(那覇)**, **慶良間諸島海域**, **名蔵アンパル(石垣島)**が登録.

重要な条約

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）

- 生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする。
- 1992年にリオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)で開催された国連環境開発会議(地球サミット)で採択された条約で、翌1993年発効。
- 日本は1992年に署名、翌年加盟(受諾)。2006年2月現在で188ヶ国が加盟。条約事務局はカナダのモントリオール。

